

令和7年6月23日

## お知らせ

|     |                 |
|-----|-----------------|
| 担当課 | 監理課             |
| 担当者 | 難波、菊池           |
| 内 線 | 4 1 3 3、4 1 3 7 |
| 直 通 | 2 2 6－7 4 6 3   |

### 建設業法による指示処分

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第1項の規定により、次の建設業者に対し、監督処分（指示処分）を行ったのでお知らせします。

#### 記

#### 1 処分を受けた建設業者に関する事項

|                |                             |       |                                      |
|----------------|-----------------------------|-------|--------------------------------------|
| 商号又は名称         | 有限会社 <sup>むらたぐみ</sup> 村田組   | 代表者氏名 | <sup>むらた</sup> 村田 <sup>たかのり</sup> 隆則 |
| 主たる営業所の所在地     | 津山市檜442－40                  |       |                                      |
| 許可番号           | 岡山県知事許可（般－2）第17325号         |       |                                      |
| 許可を受けている建設業の種類 | 土木工事業、とび・土工・コンクリート工事業、舗装工事業 |       |                                      |

#### 2 処分をした日

令和7年6月20日

#### 3 処分の内容

建設業法第28条第1項の規定による指示

- ① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。
- ② 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育の計画を作成し、役職員に対し、継続的に必要な研修及び教育を行うこと。
- ③ 上記①及び②について、同社が講じた内容を文書により報告すること（研修会を実施した場合は、その状況写真を添付すること。また、上記以外の措置を講じた場合は、併せて報告すること。）。

#### 4 処分の原因となった事実

（有）村田組は、過去にも直近5事業年度の建設業法第11条第2項に規定する書類を毎事業年度経過後4月以内に届出せず岡山県から指導を受けているにも関わらず、再度、大幅に届出期限を超過して届出しており、改善が見られない。

このことは、建設業法第11条第2項に違反するため、同法第28条第1項に基づき指示処分とする。